

市民相談室から

賃貸住宅からの退去時、
敷金トラブルにご注意！

春は引越しのシーズンともいわれていますが、賃貸住宅を退去する際、原状回復をめぐるトラブルになるケースがあります。

原状回復とは

完全に部屋を借りた時の状態に戻すということではありません。自然な劣化や通常使用による損耗などは、貸主の負担になります。このような修繕費は、契約期間中の賃料に含まれていると考えられるからです。

一方、借主の故意や不注意による住宅の汚れ、破損、無断で原状を変更した場合などは、借主が修繕費用を負担しなければなりません。

トラブルになったときは

精算明細書をもとに貸主（管理会社）とどちらが負担すべきか話し合うことが解決への早道です。

トラブルを未然に防ぐために、入居時に汚れや傷みなど物件の状況をよく確認し、契約書の内容をよく理解し、納得したうえで契約するようにしましょう。

困ったときや不安に思うときはご相談を！

問合せ／消費生活相談 ☎049-252-7181

教育相談室から

お子さんの教育上の心配ごとは、
どんなことでも相談を！



Q 中2の女子の母親ですが、娘が携帯電話に夢中で困っています。携帯電話のトラブルに巻き込まれないか心配です。何をどのように気を付ければ良いのでしょうか。

A お母さんが心配しているとおり、子どもが携帯電話のトラブルにあうと、深刻な悩みを抱える場合があります。次の2点に取り組んでみてください。

- ① 携帯電話の使用ルールを親子で決めたり、やり取りしている友達ともお互いに午後10時には携帯電話の電源を切るなど、使用時間を決めるように話し合ってみてください。
- ② 子どもの携帯電話に有害サイトへのアクセスを防ぐフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を付けることをお勧めします。これは、平成21年に施行された「青少年インターネット環境整備法」で保護者の責務として示されています。

携帯電話の正しい使い方については、下記ホームページも参考にしてください。

携帯電話お役立ち情報

<http://www.iajapan.org/kids/link.html>

問合せ／教育相談研究室 ☎049-253-5313

障がいのある方の就職を支援します

むさしの作業所（就労支援担当） ☎049-252-5270

障がいのある方が就職するために必要な訓練を行っています。作業所の見学や詳しい訓練内容を聞きたい方（療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）はご相談ください。



訓練の様子

障害者就労支援センター（障害福祉課内） ☎0338

現在、就職しているが困っていることがある。また、就職したいがどうしていいかわからないという障がいのある方は、ご相談ください。

不動産無料相談会

不動産鑑定士が不動産の価格などの相談に応じます。

とき／4月2日(土)午前10時～午後4時
場所／

さいたま浦和会場

浦和コミュニティセンター第6集会室

川越会場

丸広百貨店川越店8階バンケットルーム

主催・問合せ／

(社)埼玉県不動産鑑定士協会

☎048-838-0483

INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

3月号のテーマは「養子縁組をしてもビザが出るわけではありません」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語（フィリピンの言語）、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよくわからない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定 NPO 法人ふじみの国際交流センター

〒356-0053 ふじみ野市大井2-15-10 うれし野まちづくり会館2F（ふじみ野駅西口より徒歩20分）

☎049-269-6450 <http://www.ficec.jp>

（ふじみの国際交流センターが毎月発行する
外国籍の方のための生活情報誌）

3月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にしています。秘密は守られますので、気軽にご相談ください。相談日が祝日の場合は除きます。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政 ・人権	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	市民相談室☎④272
予 法 律 (弁護士)	法律に関すること	弁護士	毎週水曜(30日を除く) 午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール 毎週金曜 午後1時～4時 ※場所は市民相談室	
予 法 律 (司法書士)	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	第1・3火曜 午前10時～正午	
予 税 務 相 談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第4火曜 午後1時～4時	
予 女 性 相 談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	
住宅増改築 相 談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の 専門家	第2火曜 午後1時～4時	
不動産相談	原状回復、瑕疵、売買・賃貸契約など不動産に関すること	不動産無料相談員	第4月曜 午後1時～4時 (受付午後3時30分まで)	市民相談室☎049-252-7181
消費生活 相 談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	
外国籍市民 生 活 相 談	日常生活についての相談	ふじみの国際 交流センター	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	ふじみの国際交流センター ☎049-269-6450
マンション管理 (予約優先)	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管 理士など	第2月曜(祝日の場合は翌日) 午後1時～4時	建築指導課☎④418
内 職 あ っ せ ん	あっ旋や求人、苦情相談など	内職相談員	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	産業振興課☎④264
中 小 企 業 経 営	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週月～金曜 午前9時～午後4時	富士見市商工会 ☎049-251-7801
介護・権利 擁 護 な ど	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護など	地域包括支援 センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108
			毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
老人福祉・ 虐待(通報)	高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	高齢者福祉課☎④389 (時間外☎049-251-2711)
		地域包括支援 センター職員	毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
予 障 害 者 就 労 支 援	障害のある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター ☎④338
予 児 童 相 談	発達、発育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障害福祉課 家庭児童相談室☎④337
教育相談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談研究室 ☎049-253-5313
乳幼児子育て相談 (電話相談)	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター ☎049-252-3771
子育て相談 (電話相談)	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
	第一保育所☎049-251-6553 第五保育所☎049-251-9784 けやき保育園☎049-254-0022 勝瀬こぼと保育園☎049-263-8800	第二保育所☎048-472-9174 第六保育所☎049-251-4741 子どものそのBaby☎049-261-7077 子育て支援センター☎049-251-3005(面接相談あり・要予約)	第三保育所☎049-252-4811 ふじみ野保育園☎049-256-8862 西みずほ保育園☎049-268-5558	第四保育所☎049-251-9785 こぼと保育園☎049-251-8966

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護(さろん「温談」)	ア ル コ ー ル	ボランティア紹介窓口「ゆいっこ」
第2水曜午前10時～午後2時	毎週月曜午後7時～9時 第3水曜午前10時～午後3時	第2・4水曜午前10時～午後3時 ※ボランティア連絡会が運営しています。

予は予約が必要です。